

愛知県環境影響評価条例施行規則の一部改正について

1 背景（環境影響評価法施行令の改正）

- ・ 大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観の影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている事例がある。
- ・ このため、国は、太陽電池発電所を環境影響評価法（以下「法」という。）の対象事業に追加することとし、環境影響評価法施行令（以下「法施行令」という。）の一部を改正した（令和元年7月5日公布、令和2年4月1日施行）。

2 愛知県環境影響評価条例の対象事業の現状

- ・ 愛知県環境影響評価条例（以下「条例」という。）では、「工業団地の造成の事業」（造成に係る土地の面積 75ha 以上）として、太陽光発電事業を行う場合は、独自に対象事業としている。
- ・ また、「工業団地の造成の事業」などの独自の対象事業のほか、法の第二種事業であってスクリーニング（第二種事業を法の対象とするかどうかを決める手続）の結果、法の手続が不要となった事業を対象としている。

3 条例対象事業への太陽電池発電所の追加

- ・ 法施行令の改正と同様に、愛知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正し、太陽電池発電所を条例対象事業に追加する。
- ・ なお、法の対象事業とならない3万 kW 未満の太陽光発電事業については、造成に係る土地の面積が 75ha 以上の場合には、引き続き、「工業団地の造成の事業」として、対象事業とする。

表 改正後の対象事業（発電所）

種 類	法の第一種事業※1	法の第二種事業※2	条 例
発電所			
水力発電所	3 万 kW 以上	2.25 万 kW 以上 3 万 kW 未満	
火力発電所	15 万 kW 以上	11.25 万 kW 以上 15 万 kW 未満	
地熱発電所	1 万 kW 以上	7,500kW 以上 1 万 kW 未満	
原子力発電所	すべて	—	
風力発電所	1 万 kW 以上	7,500kW 以上 1 万 kW 未満	
太陽電池発電所（追加）	4 万 kW 以上	3 万 kW 以上 4 万 kW 未満	

※1 第一種事業：必ず環境影響評価を行う事業

※2 第二種事業：環境影響評価が必要かどうかを個別に判断する事業

4 今後の予定

公布：令和元年 12 月

施行：令和 2 年 4 月 1 日